

資料紹介

チョーラ朝期タミル語の四刻文

辛 島 昇

目 次

0. 序 説	3. 刻文 C
0.6 書目・略記	4. 刻文 D
1. 刻文 A	5. あとがき
2. 刻文 B	註

0 序 説

0. 1 以下に紹介する四つの刻文は、何れもチョーラ朝期南インドのタミル語の刻文である。その史料としていわゆる「史書」を欠くインドの歴史研究にとって、刻文は、極めて重要な役割を担っている¹⁾。とくに南インドにあつては、古い時代のヒンドゥー石造寺院が数多く残存し、その壁面にはおびただしい数の刻文が刻まれて今日に伝えられている²⁾。それらは、南インドの古代・中世史の研究にとって、他にかけがえのない貴重な史料である³⁾。筆者は、大学の卒業論文にチョーラ朝期の問題を取り上げて以来⁴⁾、南インド史を専攻しているが、我国においては遺憾ながら、南インド史の研究は未開拓であり、その史料についても殆ど知られていないのが現状である。そこで以下に、南インド史の根本史料たる刻文のうちから、チョーラ朝期タミル語の、寺院への土地寄進を記した四つの刻文^{補註1)}を選んで、和訳、解説し、紹介する。

0. 2さて、個々の刻文の紹介に入るまえに、それらの刻文に關係する幾つか的一般的問題について若干記しておくこととしたい。先ず、南インド史の史料としての刻文の種類・内容・性格等について、その詳細は他にゆずるとして⁵⁾、極く基本的なことだけをここに述べておくと、刻文はその材質から、普通、銅板刻文と石刻文とに分けられ、両者のうちでは石刻文が圧倒的に数多い。そしてその殆どは、前述のように、石造寺院の壁面に刻まれて今日に残されているものである。それらの石刻文の内容は、その殆どが、その刻文の刻まれている寺院への、金錢、燭台、家畜、土地、税收入等の布施・寄進の記録であり、その意味においては、それらの刻文はおしなべて宗教的な性格をもつものである。しかし、中に寺院からの借金の記録もあり、さらに、寺院とは直接関係なく、王の勅令であるとか、その村の行政上の問題の記録であるといったような刻文も極く少数存在

する。それら以上に記した色々の内容の刻文のうちには、かなり長文にして記述の詳細なものも少くなく、中でも土地寄進を記録する刻文は、これから紹介するように、記述が具体的であり、それによつて村落を中心とする当時の社会生活について色々と興味深い事実をうかがい知ることができる。したがつて、宗教的性格といふところに一つの限定性があるにしても、それらの石刻文は、南インド社会経済史の研究にとって極めて重要な史料となるものである⁶⁾。

0.3 さて、以下に紹介する刻文は、前述のように、何れもヒンドゥー寺院への土地寄進を記した刻文であり、内容的に、村落内部の土地保有关係、村落共同体⁷⁾、当時の租税制度等に關係している。したがつて、つぎに、チヨーラ朝期の村落、国家構造等の問題について重要と思われる点を、その史料の存在の仕方、研究の現状等に関連させて、簡単に記しておきたい。さて、私見によれば、チヨーラ朝期の村落を問題とする場合、とくに注目すべきは、*brahmadēya*⁸⁾と呼ばれ、バラモンに寄進された村落と、そうでないそれ以外の言わば一般村落とでも呼ぶべき村落との、並存の問題である⁹⁾。*Brahmadēya* 村落の数は一般村落の数に比べれば少数ではあるが¹⁰⁾、しかし、そのような言わば非常に特殊な村落が、チヨーラ朝期にかなり多く存在するようになつてきたことは、チヨーラ王朝の国家構造を考える上に重大であり、したがつてその研究は、これまでの研究がそうであつたように単なる村落自治組織の研究ということをこえて、*Tamilagam* に統一をもたらしたチヨーラ王朝の国家構造、その支配体制を解明して行くために重要な研究課題となるものである¹¹⁾。他方、前に述べたように、史料に乏しく、また、これまでに研究も皆無の一般村落も、村落共同体の問題、とくにその歴史的発展を考える上には極めて重要であり、その研究は、*brahmadēya* 村落の研究と共に、今後の大きな課題となるものである。以下に紹介する四刻文は、具体的には夫々極めて限られた問題に関するものであるが、しかし、大きな観点からすれば、皆、以上のような問題につながる点をその内容として含むものである。

0.4 つぎに、それらの刻文の解釈上の問題について一言しておくと、言語的に、以下の刻文の書かれている言語は、中世刻文タミル語とでも呼ぶべきものであり¹²⁾、文字は、タミル語に対してはタミル文字、小数のサンスクリット語に対しては多くの場合グランタ文字が用いられている。ところで、中世刻文タミル語の語法等については、前世紀末から E. HULTZSCH 等の刻文学者の努力により一応の解釈がつけられるようになつているが、しかし、内容的には意味不明の語も少くなく、たとえば税を表わすと思われる語には、その内容が単なる憶測の域を出ないものが多い。それはおそらく根本的には、当時の税制なり他の制度なりの多様性・複雑性の反映であるように思われるが、同時にそれは、それらを網羅的に追求して行くだけの研究がいまだ行われていない現状の反映であるようにも思

われる¹³⁾。ところで、そのような研究の現状と密接に関連するのは、それらの刻文の採取とそのテキストの出版状況であるが、それについては近く別稿を草して紹介の予定があるので¹⁴⁾、ここでは、テキストの出版状況が遅々として、極めて不満足なものであることを述べておくに止める。

0.5 最後に、本稿で紹介する四刻文 A B C D のテキスト収録の刻文集、および本稿での紹介の仕方、表記法等について記しておくと、刻文 A は、SII, Vol. VIII, 刻文 B・C は SII, Vol. XIII, 刻文 D は SII, Vol. III, Pt. iii 所収のものである。なお、SII, Vol. III には刻文はタミル文字によるテキストの他に、極く簡単な英文解説と、さらに英訳が附されているが、同 Vol. XIII ではテキストの他には簡単な英文解説があるだけであり、同 Vol. VIII ではテキストだけが収録されている。本稿では、夫々の刻文について、和訳、解説、テキスト（ローマ字による）を、以上の順に記すことにする。なお、タミル文字のローマ文字による転写表記は、テキストにおいては正確を期するために、TL の方式を採用するが、訳文、解説文、註等においては、便宜を考えて、より一般的と思われる形を採用することにする¹⁵⁾。括弧については、〔 〕は言葉を補う場合、< > は対応語を示す場合、() は事柄や内容の説明の場合に用いる。なお、テキストにおける括弧の使い方は別であるので、註 38 を参照していただきたい。

0.6 書目・略記

0.6.1 引用研究書および論文

- AIYANGAR, S. Krishnaswami, 1931: Hindu Administrative Institutions in South India, Madras.
- APPADORAI, A., 1936: Economic Conditions in Southern India (1000-1500 A.D.), 2 Vols., Madras.
- BÜHLER, G., 1896: Indische Palaeographie, Strassburg. (英訳 Indian Palaeography, ① 1904, Appendix to IA. ② 1959, Calcutta.)
- BURNELL, A. C., 1878: South Indian Palaeography, 2nd ed., London.
- CALDWELL, R., 1961: A Comparative Grammar of the Dravidian or South Indian Family of Languages, 3rd ed. Rep., Madras
- DISKALKAR, D. B., 1956: "Dravidian or South Indian Inscriptions", JIH, Vol. XXXIV, Pt. ii, pp. 173-182.
- DUBE, S. C., 1955: Indian Village, London.
- FLEET, J. F., 1909: "Epigraphy", IGI, Vol. II, pp. 1-88.
- GAI, G. S., 1946: Historical Grammar of Old Kannada, Poona.

- GOUGH, E. K., 1960: "Caste in Tanjore village", Aspects of Caste in South India, Ceylon and North-West Pakistan, ed, by E.R. LEACH, Cambridge, pp. 11-60.
- MAHALINGAM, T. V., 1955A: South Indian Polity, Madras.
1955B: "Village Communities in South India", TAS, Vol. I, pp. 33-46.
- PHILIPS, C. H. (ed.), 1961: Historians of India, Pakistan and Ceylon, London.
- PILLAI, K. K., 1953: The Suchindram Temple, Madras.
- SASTRI, K. A. Nilakanta, 1932: Studies in Cola History and Administration, Madras.
1955: The Colas, 2nd ed., Madras.
1958: A History of South India, 2nd ed., Madras.
1964: Sources of Indian History with Special Reference to South India, Bombay.
- SASTRI, K. A. Nilakanta and RAMANNA, H. S., 1956: Historical Method in Relation to Indian History, Madras.
- SASTRI, P. S. Subrahmanya, 1945: Historical Tamil Reader, Annamalainagar.
- SEKHAR, A. C., 1953: Evolution of Malayalam, Poona.
- SHARMA, R. S., 1961: "Land Grants to Vassals and Officials in Northern India (c.A.D. 1000-1200)", JESHO, Vol. IV, pp. 70-105.
- SIRCAR, D. C., 1965: Indian Epigraphy, Delhi.
- SIVARAMAMURTHI, C., 1952: Indian Epigraphy and South Indian Scripts (Madras Govt. Museum Bulletins, New Series, General Section, Vol. III, No. 4), Madras.
- STOKE, H., 1874: "The Custom of Kareiyid or Periodical Redistribution of Land in Tanjore", IA, Vol. III, pp. 65-69.
- SUBRAMANIAN, T. N., 1957: "South Indian Epigraphy", SITI, Vol. III, Pt. ii, pp. 161-252.
- 辻直四郎, 1950:「史書なき印度の歴史」, 東洋文化, No. 1, pp. 143-149.
- 山崎利男, 1959:「五・六世紀ベンガルの土地売買文書についての若干の問題」
東洋文化研究所紀要第十八冊
- ZVELEBIL, K., 1964: Tamil in 550 A. D., An Interpretation of Early Inscriptional Tamil, Praha.

0. 6. 2 刻文集・雑誌・辞書・単語の略記

- ARE : Annual Report on (South Indian) Epigraphy, 1887-. 東
- ASiar : Archaeological Survey of India Annual Report, 1904-. 洋
- DTF : Dictionnaire Tamoul-Français, 1875, Pondichéry. 学
- EI : Epigraphia Indica, 1892-. 報
- AI : Indian Antiquary, 1872-1923.
- IGI : The Imperial Gazetteer of India, New Ed., 1908-9.
- JESHO : Journal of the Economic and Social History of the Orient, 1958-. 東
- JIH : Journal of Indian History, 1922-.
- SII : South Indian Inscriptions, 1890-. 洋
- Vol. III, Miscellaneous Inscriptions from Tamil Country, Pt. iii
 1920, Madras.
- Vol. VIII, Miscellaneous Inscriptions from the Tamil, Malayalam,
 Telugu and Kannada Countries, 1937, Madras.
- Vol. XIII, The Cholas, 1953, Madras.
- SITI : South Indian Temple Inscriptions, by T. N. Subramanian,
(Madras Govt. Oriental Series No. CLVII), 3 Vols, 1953-57 (とく
にことわらない場合は Vol. III, Pt. ii (1957) 所収の “Epigraphical
Glossary” を指す)
- TAS : Transactions of the Archaeological Society of South India, 1955-,
 Madras.
- TL : Tamil Lexicon, 7 Vols, 1936-38, Madras.
- WG : A Glossary of Judicial and Revenue Terms, by H. H. Wilson,
enl. ed., 1940, Calcutta.

catm: caturvēdimāṅgalam

skt: sanskrit

1. 刻 文 A SII, Vol. VIII, No. 572

(266-A of 1903)¹⁶⁾

1. 1 訳 文

幸福あれ。Parakēśarivarman 王の第2……補註5)年。……Tirupparāyitturai

(地名) の Paramēśvara 神に売り渡した水田¹⁷⁾ 1 mā¹⁸⁾ ……東境は 8 mā 1/2 の〔土地の〕西。南側は palliccanda¹⁹⁾ ……の北。Pulivalam(村名)の kilavan²⁰⁾ [である] Kāvanappan(人名)の土地の東。北〔境〕は 8 mā 1/2 の〔土地の〕南。この四境のうちに入るところの内部の地を余すところなく、これによる irai²¹⁾, eccōru²²⁾, どのような名の vetti²³⁾ をもとらないようにして売り、うけとつた〔金は〕 Viḍēlviḍugu²⁴⁾ の純金<tu|aippon>7 kalañju²⁵⁾ 半〔であり、この〕 7 kalañju 半に対して、我々 Pulivalam の ūr の者達²⁶⁾ は、この土地 1 mā 1/2 を売り渡した。これと同時に、追加として、Vijayāṅgura-caturvēdi-māngalam²⁷⁾ (村名) の Kōmiḍam(地名)の Candraśēkharan(人名)から買つて得た 15 kuli²⁸⁾ をも合せて、この二箇所の土地でもつて、二つの viṣu²⁹⁾ と、二つの ayanacangirāndi³⁰⁾ に対して、即ち四つに対し……各日³¹⁾に 6 nāli の油と³²⁾、これまでのような一つの神膳とを、日月の存する限り〔供するため〕に、このように、私 Kavaiyan Appi が買つて捧げた。これが全 mahēśvara³³⁾ の守護をうけるように。

1. 2 解 説

年代。文中の Parakēśarivarman 王は、他の刻文との関係から判断して、おそらく Parāntaka I (907-955 A. D.) であると推定される³⁴⁾。

地域。Tiruchirappalli District, Tiruchirappalli Taluk, Tiruppallat-turai 村の Darukavanesvara 寺院。

内容その他。内容は、或る個人 (Kavaiyan Appi) が、シヴァ神に油と神膳を捧げるために、一個所は、一般村落である Pulivalam の村落共同体 (ūr) の者達からと、もう一個所は、brahmadēya である Vijayāṅgura-catm の住人である或る個人 (Candraśēkharan) からと、二箇所の土地を買つて寺院に寄進したことを記したものである。二三さらに説明を加えると、村落共同体の者達から買われた 1 mā なにがしかの土地については、その土地の東西南北の四境が記されているが、土地寄進刻文のかなり多くのものでは、寄進地はこのようにその四境を記すことによつて記述されている。つぎに、「これによる irai, ……をもとらないようにして売り」ということは、その土地に対する irai 等の如何なる税をも免じるようにして売るという意味であり、ūr の者達に支払われた代金 7 kalañju 半には、土地の代金の他に、そのように土地を無税化するための費用も含まれているものと解釈される³⁵⁾。ところで、brahmadēya の個人から買われた土地については四境は記されず、また、土地の種類、税、代金等も記されておらず、前者の土地の記述が詳細であるのに比べると、いさかその平衡を失しているように思われる。さて、その点に一つの問題は存するが、この刻文で興味深

いのは、買われた二個所の土地のうち、一個所の一般村落のものはその村落共同体の者達から買われ、今一個所の brahmadēya 村落のものはその住人である個人から買われている事実である³⁶⁾。もちろんこのことを敷衍してただちに、「当時の brahmadēya 村落における土地保有は分割された個人保有であり、一般村落のそれは共同保有である」と言つたような一般的結論を導くことは不可能であり、またなすべきことでもないが、しかし、それにもかかわらず筆者には、この刻文は当時の Tamilagam の村落内部の土地保有の状態に関して、かなりに示唆的であるようと思われる³⁷⁾。

1.3 テキスト³⁸⁾

svasti śrī /* kopparakecaripanmarkku yāntu 2 .. āvatu .. tirupparāyāt-turai [para]meśvara[r*]kku virrukkuṭutta nirlattu orumā .. ta kil-pārkellai eñmāvaraiykkku merkun ten(m)pār palliccanta[t] .. kku vaṭakkum pulivalaṅkilavan kāvaṇappan nilattukkuk kilakku vaṭa^{補註4)} keñmāvaraikkut te[rku] i[nā*]n[k]ellaiyil akappaṭa tuṇṇila molivinri itanāl iraiyu meccorum epperppaṭa vettiyūn kāttatākavum virru[k*] kuṭu[t*]tuk konṭa ve[te]lviṭuku tuṭaippōn 7-1/2^{補註2)} elukalañca[rai*] kku miñnilan orumāvaraiyum virrukkuṭuttom pulivalattu ūrom itinotev era vicaiyāñkuraccaruppetimākalattu komiṭattu śantiracekaraniṭai vilākonṭuṭaiya patinaintu kuliyum āka ivviraṇtu kaṭakkai nilattalum viṣu iranṭu ayanacañkirānti iranṭukkum āka nālukkum [ā] .. oro vonṛukku arunāli neyyum paṭampati oru tiruvamitum canṭradittavar ippati vilai[konṭu] vaitten kavaiyan appiyen /* itu pañmayecuvarar irakṣai /*

2. 刻文 B. SII, Vol. XIII, No. 92

(562 of 1920)

2.1 訳文

幸福あれ。Rājakēśarivarman 王の第4年。Vaḍa-kara³⁹⁾の brahmadēya である Śrī Viranārāyana-caturvēdimangalam (村名) の我々 perunguri-perumakkal⁴⁰⁾ 達が、この年の Kumbha の月の火曜日、Uttirādām の日に⁴¹⁾、Śrī Viranārāyana-vinnagar⁴²⁾ (寺院名) に集つて、集会を開き、Tiruvanāndiśvaram の〔寺院の〕 Paramasvāmi 神に、〔日に〕三回の神膳を供えるために、我々の東の小村<piḍāgai>⁴³⁾ である Kāppuvēli と、寺院の廻りの土地

<kōyil-curru>全部とを、我々 sabhai の者達⁴⁴⁾が捧げた。このようにして、Kāppuvēli の水田と、punjey と、nanjey⁴⁵⁾ と、村<ūr>と、村の居住区<ürirukkai>と、蟻塚と、高くなつた土地と⁴⁶⁾、池と、牛の囲い地と、集会場と⁴⁷⁾、仔牛の放牧地と、川と、川堤と、上を向く樹と、下を向く井戸と、以上に挙げたような全ての名のもの、蜥蜴が走り亀のはうところの全ての地、内部の地余すところなくいかなる名のものも、この Paramasvāmi 神に、〔日に〕三回の神膳を供えるために、日月の存する限り、我々 sabhai の者達が無税として<iraiyili>捧げた。

2. 2 解 説

年代。刻文中の記事からその年代は 952 A. D. とされ、したがつて文中の Rājakēśarivarman 王は Gandarāditya (949-957 A. D.) に比定される⁴⁸⁾。

地域。South Arcot District, Chidambalam Taluk, Udayargudi 村の Anandisvara 寺院。

内容その他。この刻文は、或る brahmadēya 村落の共同組織 (sabhai) の者達が、かれらの brahmadēya の一部である小村<piḍāgai>を、神に神膳を供える費用のために、寺院に寄進したことを記したものである。寺院の周囲の土地も同時に寄進されており、土地は無税化されている。無税化された税の内容は記されていないが、おそらくそれは中央政府（王）に対する租税であり、その無税化の意味は、その税を今後は sabhai の者達が代りに払い、寺院には請求しないということであろう⁴⁹⁾。なお、この刻文で興味深い点は、brahmadēya に附属している piḍāgai が、実際にどのようなものであり、どの程度の規模のものであるのかをうかがうことのできる点である⁵⁰⁾。即ち、文中の「上を向く樹、下を向く井戸」、「蜥蜴が走り亀のはうところの全ての地」など多くの句は単なる常套的な定まり文句に過ぎないであろうが、それでも、そこには耕地の他に、村の居住区、集会場、仔牛の放牧地等があり、この Kāppuvēli なる名の piḍāgai が、単なる耕作地ではなく、ある程度は村としての機能をもつものであることが判る点である（補註⁵¹⁾）。

2. 3 テキスト

stasvi śri [/*] korājakesarivarmma[*]kku yāṇṭu nālāvatu vaṭakarai
 brahmadeyam śri viranārāyaṇacaturvvedimaṇikalattu perunkurip perumakkalom ivvāṭṭai kumbhanāyirru cevvā[y*]kkilamai perṛa uttirāṭat-tinānru śri viranārāyaṇavīṇṇakarile perunkuri kūṭiiruntu(n) tiruvan-antiśvarattu paramasvāmikkku trikālattukku tiruvamirtukkāka nam

kil piṭākai [kāppu] veliyūn koyir currumurrum kuṭuttom sabhaiyom
ipparicu kāppuveli nirlamum puncayum nanceyum ūrum ūriruk-
kaiyum purru terriyum kuṭamum koṭakamum manrum kanrume[y*]-
pālum ārum āṛīṭupāṭukaiyu[m*] meṇokkiya maramum kiṇokkiya
kiṇarum cuṭṭivanta tepperpaṭṭatu utumpotī yāmaita valntatellām uṇṇila
molivinri epperpaṭṭatum ipparamasvāmikku trikāla ntiruvamirtukkāka
canṭrādityavat iraiyili kuṭuttom sabh[ai*]yom [/*/]

東洋学報

3. 刻文 C SII, Vol. XIII, No. 202

(209 of 1926)

3. 1 訳文

幸福あれ。Rājakēśarivarman 王の第9年。Ārkāṭṭu-kūrram⁵¹⁾のbrahma-dēya である Candralēkha-caturvēdimangalam(村名)の Tirupperundurai(地名)の神に、この村の āluṅganam⁵²⁾ の者のうちの Irāyūr Nārāyaṇa Bhatta Daśapuriya と、Karuvaśī Eccakumāra Daśapuriya の二人から、私、Kōdai Pavittiram⁵³⁾ が買った二つの持ち分<paṅgu>⁵⁴⁾を、Tirupperundurai の神に、お祭の〔経費の〕ための割当て<puram>⁵⁵⁾として、〔その〕持ち分二つを捧げたのは、つぎのような次第である。〔即ち〕、この二つの持ち分を享受する⁵⁶⁾ことによつてお祭が出来るように、お祭の〔経費の〕ための割当てとして、二つの持ち分を私 Kōdai Pavitram が捧げた。この二つの持ち分を、この村の sabhai の人々と、全 mahēśvara が守るように。我々 sabhai の者は、この持ち分を無税<iraiyili>となした。……守護があるように。

3. 2 解説

年代。文中の Rājakēśarivarman 王は、刻文の字体から、Āditya I (871-907 A. D.) ではないかと考えられている⁵⁷⁾。

地域。Thanjavur District, Thanjavur Taluk, Sendalai 村の Sundaresvara 寺院。

内容その他。この刻文は、或る個人 (Kōdai Pavittiram) が、brahmadēya 内部の āluṅganam なる行政組織の成員二人から、かれらの持ち分 <paṅgu> 二つを買って寺院に寄進したことを記したものである。目的は、祭の費用に当てるためであり、それは brahmadēya の sabhai によって無税化されている⁵⁸⁾。さて、この刻文で重要な点は、寄進されたものが、その境界等によつて具体的に記述された土地ではなく、抽象的な「持ち分」である点である。註54にも記した

第四十八卷

二九二

ように、この「持ち分」が、「土地」自身であるのか、あるいは、土地からの「収穫物」であるのかはつきりしないが、何れにしても、以上のこととは、そこでは、土地は具体的には保有されずに、抽象的に保有され、何等かの形での土地の共同保有の行われている可能性を示唆しているものと言えよう⁵⁹⁾。ただし、その brahmadēya 内部の土地（耕地）が、全てそのような形で保有されていたかどうかは不明である。しかし、おそらくそれよりは、ālunganam と sabhai との関係が不明なのではつきりとは言えないが、もし ālunganam が sabhai の内部組織であるとすれば、この刻文に現れる土地は、ālunganam の成員だけがその役得として全員で共同に保有している土地である可能性の方が強いようにも思われる⁶⁰⁾。

3. 3 テキスト

svasti śrī [/*] korācakecaripanma[rkku*] iyāṇṭu 9 āva[tu] āṛkāṭṭukūrrattup piramateyañ cantiralekaiccaruppetimāṇkalattut tirupperuntu-raip perumāṇatikālukku ivvūrāluṇ kanattāruļ irāyūr nār[*]yana [bhaṭṭa] daśapuriyarum kuravaciri eccakumāra(da)daśapuriyarum ivviruvariṭaipakkal kotai pavittiratten vilaikonṭa paṇku iraṇṭum tirup-perunturaip perumāṇatikālukkut tiruvilāppuramākap paṇkiraṇṭuṇ kuṭuttamaiyil ippaṇkiraṇṭu paṇkin bhokamuṇ konṭu tiruvilāc [c]-eyvatākat tiruvilāppuramākap paṇkiraṇṭuṇ kuṭutteṇ kotai pavitratten ippaṇku iraṇṭum ivvūr sabhaiyārum paṇmāheśvararum irakṣai ip-paṇkiraiyili kuṭuttom sabhaiyom .. yeśva[rarakṣai] [/*]

4. 刻 文 D SII, Vol. III, No. 179

(28 of 1898)

4. 1 訳 文

幸福あれ。Pāndya [王]の首をとつた Pārthivēndra Ādityavarman 王の第5年。Kāliyūr-kōṭṭam⁶¹⁾ の Tan-kūru⁶²⁾ の Uttaramēru-caturvēdimāṇ-galam (村名) の我々 sabhai の者達がこれを書いた。我々の村の Tiruvunniyūr (地名) の [寺院の] 神に、日々の供儀のためと、燈明のためとに捧げられた土地〔は、次の如くである。即ち〕, Subrahmaṇya-nārāśam (道路名) の北の、第14 kannāru (小水路)⁶³⁾ の Paramēśvara-vadi (小径名) の西にある第2 śadukkam⁶⁴⁾ における第1等<talai-taram>⁶⁵⁾ 地 480 kuli と、同じところの第15 kannāru の Paramēśvara-vadi の東にある第1 śadukkam における第

1等地 220 kuli と, Šrīdēvi-vāykkāl⁶⁶⁾ (水路名) の南の第 11 kaṇṇāru の Mārabiḍugu-vadi (小径名) の南の第 5 と第 6 śadukkam における第 1等地 360 kuli とでもつて, 全体で 3 mā, 1 kāṇi, 1 mundirigai⁶⁷⁾ の土地である。Candran Elunūrruvan 又の名 Nuṭambā Māyilaṭṭi(人名)⁶⁸⁾ から pūrvācāram⁶⁹⁾ をうけとり, īrai も, eccōru も, vettī⁷⁰⁾ もとらないように, 日月の存する限り, 我々が税を免じた。これを破り, 税を課そうとする者は, 25 kalañju⁷¹⁾ の金を罰金として払うよう, そのように我々 Uttaramēru-caturvēdīmāngalam の sabhai の者達が取り決めた。Perumakkal 達が命じた時, sabhai の一員として, 私, madhyasthan⁷²⁾ の Brahmapuriyan が〔これを〕書いた。

4. 2 解 説

年代。Pārthivēndra Ādityavarman (Pārthivēndravarman) は, Āditya II (956–969 A. D.) のことではないかとされるが, 確実ではない⁷³⁾。

地域。Chingleput District, Kanchipuram Taluk, Uttaramallur 村の Vaikunta Perumal 寺院。

内容その他。この刻文の内容については, 一応二通りの解釈が可能である。即ち, その一つは, 或る個人 (Candran Elunūrruvan 又の名 Nuṭambā Māyilaṭṭi) が村の sabhai から土地を買い, それを寺院での日々の供儀と聲明の費用のために寄進し, さらにその土地を免税化するための金をも sabhai に払つた, という解釈であり, 今一つは, 土地はおそらく sabhai によつて無償で寺院に寄進され, 或る個人がその地を免税化するための金だけを sabhai に払つた, という解釈である。しかし, 後者の解釈はあまり蓋然性がなく, おそらく前者の解釈の方が正しいもののように思われる⁷⁴⁾。以上の解釈の異りはさておき, この刻文から読みとれる最も興味深い点は, この brahmādēya 内部における土地保有の形態である。即ち, これは 同村の他の多くの刻文⁷⁵⁾からも確かめられるのであるが, Uttaramēru の耕地は, 幾つかの小水路 <kaṇṇāru> や小径 <vadi> と関係づけられる四角い耕区 <śadukkam> に分けられ, それらの耕区での土地はさらに幾つかの等級 <taram> に分けられている⁷⁶⁾。これについて思い出されるのは, かのゲルマンの村落共同体における特殊な Flurformen のことであるが, その Gewann とこの śadukkam との類似の問題や, Uttaramēruにおいて以上のような土地保有の形態がとられていることの意味等は, 本稿で扱うには余りにも大きい問題であり, それは機会を更めて考えてみたいと思う。しかし, ともかくこの Uttaramēru における土地保有の形態は, 当時の南インドの村落共同体の問題を考える上に, 極めて重要な資料となるものである⁷⁷⁾。已に記したように Uttaramēru の村落共同体はこれまでにも研究者の注目を浴び,

共同体の法制的な面については二三の研究も著わされているが⁷⁸⁾、しかし、その土地保有形態の面についてはさほど関心が払われておらず、それは今後に残された大きな研究課題である。

4. 3 テキスト

svasti śri [/*] pāṇṭīyanai talaikonṭa pārtthiventrātipatmarku yāṇṭu 5
 āvatu kāliyūrkotṭa[t*]tu taṅkūrruttarameruccaturvvetimaṅkala[t*]tu
 sabhaiyom eluttu e[m*]murt tiruvunniyür perumānaṭikalu[k*]ku tiru-
 cce[n*]natai[k*]kum tiruviṭa[k*]ku[k*]kumāka vaitta bhūmi subra-
 hmaṇyanārāca[t*]tiṅ vaṭa[k*]ku patinālāñ ka[n*]nārru parameśvaravati-
 [k*]ku merku irantāñ catu[k*]ka[t*]tu talaitarañ kuļi nānūrrenpatu
 kuliyum īṅke 15nāñ ka[n*]nārru parameśvaravatiyin kīla[k*]ku mutal
 catu[k*]ka[t*]tu talaitaram kuļi irunūrrirupatum śrīdevivāy[k*]kālin
 terku 11 ka[n*]nārru mārapiṭukuvatiyin kīla[k*]ku 5 nācātakatumārā-
 nīcatumāka talaitaram kuļi mu[n*]nūrrarupatu kuliyumāka nilamunru-
 mā kāni muntirikaiyum cantraneļunūrruvanākiya nuļampamāyiyatti
 pa[k*]kal pūvvāśānkonṭu iraiyumeccorūm veṭṭiyum ko[l*]laperātōmāka
 śantrāti[t*]tavat irai ilicci kuṭu[t*]tom itarriram[pi][l*] iraikātīnārai
 irupattaiṅkalañcu pon [ma]nrapērvārākavum i[p*]aricotti kuṭu[t*]
 tomuttarameruccatu[r*]vvetimaṅkala[t*]tu sabhaiyom sabhaiyu[l*]
 liruntu peruma[k*]kal pani[k*]ka elutine[n*] madhyasthan brahmapri-
 yanen śri [/*]

5. あとがき

5. 1 以上に見られたように、刻文からは当時の社会について色々の事柄を知ることが出来る。しかし、刻文の紹介に当つて、それらの個々の事実をただ単にそれだけのものとして紹介するのは、現状ではあまり意味がないようと思われる。そこで本稿では、それらを、なるべく大きな問題、即ち、村落共同体やチヨーラ王朝の国家構造の問題などに関連させて説明し、紹介するよう努めた。しかし、それらの問題に対する研究はいまだ殆ど手がつけられていないために、また、筆者の非力のゆえに、その説明は中途半端に終つたところが多かつたかと思う。それらの点については、今後に研究を重ねて補つて行きたい。そのためには、本稿について大方の御叱正、御教示をいただければ幸せである。

5. 2 思えば、筆者が南インド史の研究を開始した頃、我国における南インド

史関係の史料の集蒐はまことに不備な状況にあつた。その後その状況は序々に改善されてきつつあるとは言え、もし筆者に、1961-64 の間の南インド留学の機会が与えられなかつたなら、これかららの研究が殆ど不可能であらうことはもとより、本稿のような紹介文を書くことさえ出来なかつたにちがいない。その点、これまで筆者の研究を育んできて下さつた方々に対すると同時に、筆者に留学の機会を与えられた東方学研究日本委員会ならびに Harvard-Yenching Institute の関係各位に対し、深く感謝申し上げる。また、Ootacamund の The Office of the Govt. Epigraphist for India にあって筆者の勉強を援助して下さつた Mr. K. G. Krishnan, M.A., Assistant Superintendent for Indian Epigraphy その他の諸氏、ならびに Mr. N. Sethumadhavachar, M.A., Tamil Vidvan に対しても、ここに筆者の心からの感謝を記しておきたい。

(東京大学文学部助手) — 1965年8月—

註

- 1) その一般的問題については、(辻、1950) に詳しく述べられている。また、刻文についてはとくに触れられていないが、インド文芸における歴史の問題については、PHILIPS, 1961, Part 1 で論じられている。
- 2) 南インドの刻文の数については、JIH に DISKALKAR 氏の簡単な報告がある (DISKALKAR, 1956)。かれによれば、当時 (1956) までに発見された刻文の概数は、各言語別にして、次の通りである。Tamil: 20,000. Kannada: 26,000. Telugu: 8,000. Malayalam: comparatively very few. かれは、また、タミル語の 20,000 の刻文のうち、約 5,000 が出版されていると述べている。筆者は、以上の数字のうち、タミル語の 20,000 と 5,000 という数字に多少の疑問をかんじるが、それについては、別の機会 (註14参照) に述べることにする。
- 3) それについての SASTRI 氏の言をあえて引用しておくと次の通りである。“Inscriptions are the most copious and authentic source of Indian history, particularly of South Indian history.” (SASTRI, 1958, p. 13) なお、南インド史の史料全般については、SASTRI, 1958; 1964, SASTRI and RAMANNA, 1956 を参照されたい。
- 4) 卒業論文: 「チョーラ王朝碑文研究序説」1957, 東京大学。
- 5) インドの刻文・刻文学について的一般的知識をうるために、FLEET, 1909 が一番手頃であり、さらに高度の知識をうるために、古くからのものとして BÜHLER, 1896 が、最近のものとして SIRCAR, 1965 が推薦される。とくに南インドの刻文については、BURNELL, 1878, SIVARAMAMURTHI, 1952, SUBRAMANIAN, 1957 を参考すべきである。

- 6) かつて、山崎利男氏は、グプタ朝の地方支配について、銅板刻文を史料とする優れた論文を発表されたが（山崎, 1959），氏はその中で、「インド古代の碑文を主要な資料とする社会経済史研究にて、第一に考察せねばならないのは銅板文書である。」と述べられている。筆者もまたこの見解には同意見であり、したがつて、氏の見解に敢て異を說えるものではないが、己に述べたように、残された石刻文の数が極めて多い南インドの場合は、多少事情が異なる。即ち、銅板刻文が社会経済史研究に重要であることは南インドにおいても同様であり、筆者自身も常々その利用を心がけているのであるが、それと同時に、くり返し述べたように、石刻文がまた社会経済史研究にとって極めて重要なのである。
- 7) 本稿で「村落共同体」という言葉を用いる場合、それはかならずしも、種族→都市→村落というような共同体の歴史的発展についての理論を前提としてのことではない。当時の南インドにおいて村落を中心的に形成されているように思われる共同体が、そのような共同体発展の理論とどのように関連づけられるかは、一切今後の問題である。
- 8) *Brahmadēya* (skt) の元来の意味は、「バラモンへの贈り物」である。しかし、中世タミル語刻文では、つねに、バラモンに寄進された村落または土地を指して用いられている。寄進されるバラモンは、単数の場合もあり、複数の場合もあるが、通常は寄進された *brahmadēya* に住み、そこで生活する。ところで *brahmadēya* の綴りに関連してここに述べておくと、周知のようにサンスクリット語の e と o は常に長母音であり、それ故、それをローマ字に転写する場合、長音記号はつけないのが普通である。しかし、タミル語の e と o には長短の別があり（もつとも、当時の表記法ではその別は表現されない。この点に関しては CALDWELL, 1961, pp. 128–130 参照），それにそろえるために、本稿ではサンスクリット語の e と o に対しても長音記号を附けることにした。その点、誤解のないようにお断りしておきたい。
- 9) 筆者が *brahmadēya* 村落と、それ以外の一般村落とを区別して考えようとする一つの理由は、*brahmadēya* 村落はバラモンの村落であり、その点で、他の村落とは異った性格をもつと考えられるからであり、今一つの理由は、*brahmadēya* 村落は新たに形成された村落であり、それ故に、それ以外の古くから存在している村落、即ち一般村落とは発生的に異なると考えるからである。この前者の違いは、後述の、チヨーラ王朝の国家構造の問題と関連して重要な点であり、後者の違いは、村落共同体の歴史的発展を考える際に重要な点である。ただし、*brahmadēya* 村落以外の村落が、そのように「一般村落」として一括しうるかどうかは実はいまだ確実でなく、それは今後に残されてい

る問題である。

- 10) 史料的には逆に、村落についてうかがうことの出来る刻文の多くは *brahma-deya* 村落のものであり、一般村落に関する刻文は極めて少く、その記述が断片的である。
- 11) チョーラ朝期における *brahma-deya* 村落の増加と、チョーラ王朝の国家構造とを関連させて考える考え方には、これまでの *brahma-deya* 村落の研究（註44参照）には全くかけていて、筆者の深く不満に思うところである。しかし、北インドについては、R. S. SHARMA, L. GOPAL 氏等が、バラモンへの土地寄進を封建制の出現・成立に関連させて考えようとする幾つかの論文を発表しており、中で SHARMA, 1961 には、一部に筆者の考えに非常に近い見解が述べられている。ところで、以上の問題についての筆者の考えは、その修士論文「Chōla 王朝における Brahmadēya の一研究」（1960、東京大学）の第三章を構成するものであるが、近く、他の問題に関連してその一端を発表する予定である。
- 12) タミル語の歴史文法は未発達な状態であり、中世刻文タルミ語の文法書もいまだに発表されていない。幾分の参考になるものとして SUBRAHMANYA, 1945 が挙げられるが、あまり役にたたない。この分野でのこれまでの最も注目すべき業績は、非常に専門的な研究ではあるが、ZVELEBIL, 1964 であろう。なお、カンナダ語については GAI, 1946、マラヤーラム語については SEKHAR, 1953 がある。
- 13) この点について SASTRI 氏の見解を引用しておくと次の通りである。“The language of the inscriptions describing the taxes and dues is seldom susceptible of complete or satisfactory interpretation at present, and nothing more can be done than to offer some tentative inferences from the records which will require confirmation or modification in the light of further study.” (SASTRI, 1955, p. 521)
- 14) とくに、刻文年報 ARE、刻文集 SII その他の出版状況や、それらの相互関係などについて詳しく紹介する予定である。
- 15) TL の方式の大きな特徴は、閉鎖音における有声・無声の区別が、タミル文字におけると同様に、文字そのものによつては表記されないところにある。即ち、例を挙げて説明すると、nāṭu (n. 地方) の t は有声であり、nāṭṭu (v. 据える) の t は無声であるが、これが TL の方式では、タミル文字の場合と同様に、同じ t によつて表記される。この方式の方がタミル文字の代替表記法としては正確であるが、しかし、一般の研究書などでは、普通 nāṭu は nāḍu という風に、閉鎖音の有声・無声もローマ字で表記しており、したがつて色々

- の便宜を考えて、本編においても、訳文、解説文、註では、そのような一般的な形を採用することにした。また、その他、個々の刻文中に見られる綴りの誤りも、訳文、解説文、註においては、正しいと思われる形にして出すことにした。即ち、*caruppetimankalam* は *caturvēdimāṅgalam* というふうに。
- 16) 刻文 A の 266A of 1903, B の 562 of 1920, C の 209 of 1926, D の 28 of 1898 は何れも、ARE に記されている石刻文の登録番号である。即ち、562 of 1920 は、ARE 1920-21 掲載の *List of stone inscriptions copied in 1920* における No. 28 の意である。
- 17) 原語は *nīrnilam*。*nīr* は水、*nilam* は土地の意。TL には *nanjey <wet land>* と同じ、と説明されているが、後に見るよう、刻文 B では、この語は *punjey <dry land>*, *nanjey <wet land>* と共に並列に記されており、*nanjey* とは異つた内容をもつようにも思われる。何れにせよ「水田」と訳して大過はなかろう。Wet land, dry land なる英単語は Andhra-Pradesh で村落調査を行つた DUBE 氏によると、夫々、特別の灌漑機構をもつ土地、降雨だけによつて灌漑される土地、と説明されている(DUBE 1955, p.70)。註45参照。
- 18) 地積単位。*mā* より大きな地積単位に *vēli* というものがあり、それを基準にすると、1 *mā* は 1/20 *vēli* である。当時の *vēli* がどのくらいの大きさの土地であつたかははつきりしないが、DTF によれば、1 *vēli*=26,755m² であり、WG によれば 1 *vēli*=6 6/10 acre (=26,709 m²) である。
- 19) ジャイナ教寺院 (*palīi*) に与えられる土地。
- 20) *Kilam* <古いこと、老年>からきた言葉で、普通は「老人」を意味するが、刻文に現れる *kilavan* は、村の「首長」「村長」のような役職を表わしているように思われる。なお、或る *brahmadēya* 村落には、多勢の *kilavan* がいたことが知られるが (SII, Vol. VIII, No. 623) その場合はおそらく *sabhai* (註44参照) の内部組織を構成するものかと思われる。
- 21) 内容的にははつきりしないが、「税」を表わす最も一般的な語であり、「無税」「税を免じる」というような句における「税」は普通この語によつて表わされている。
- 22) 税の一項目。TL では “a village cess” としており、SITI では “free food to the village labourers in the night; also referred to as *erchōru*” とされている。SITI の解説は、この語を *el <夜> + chōru <ごはん>* に分解して考えることからきているものと想像されるが、いささか断定が過ぎるよう思う。SII は “obscure term” として説明を放棄している (Vol. III, p. 143, n. 10)。何れにせよ、税の一項目という以上にははつきりしない。
- 23) KIELHORNE がこの語を skt の *viṣṭi* と関係づけて以来 (EI, Vol. III, p. 323,

- n. 1) 一般に「強制労働」の意に解されている。TL には “an ancient tax”, SITI には “free labour for public works in the village”, SASTRI, 1955 には “forced labour” (p. 529), SII, Vol. III の Index (p. 40) にも “forced labour” と説明されている。
- 24) Viđēlviđugu はパッラヴァ王の称号であるが、この場合は重量の基準を示している。即ち、この文中では、重量単位 kalañju を修飾し、「Viđēlviđugu 王によつて制定された量りで量つて 7 kalañju 半」の意に用いられている。
- 25) チョーラ朝期に一般的であつた金の重量単位。1 kalañju=72 grains と言われる。SASTRI, 1955, p. 613。
- 26) ūr は普通は「村」を意味するが、刻文中では ūrāy-icainda-ūrōm < ūr として集まつた（同意した）我々 ūr の者達> という風に用いられることがあり、その場合は、単なる「村」の意ではなく、「村落集会」あるいは「村落共同体」を意味するものと考えられる (SASTRI, 1955, p. 492 参照)。したがつて、この刻文における「我々 ūr の者たち」という言葉も、「単なる任意の村民としての我々」ではなく、「村落共同体の成員としての我々」を意味しているものと思われる。なお、この ūr と呼ばれる村落共同体（の共同組織）は、後述のように（註44参照）、sabhai が brahmadēya 村落における共同体の共同組織であるのと対照的に、一般村落における共同体（の共同組織）である。
- 27) Caturvēdimāngalam なる語は、caturvēdin < 四つのヴェーダに関する知識をもつた者 > と、māngalam < 吉詳 > の合成語であるが、agrahāra と同様に、brahmadēya の名称語尾としてその個有名に後接して用いられる。即ち、文中の Vijayāngura-caturvēdimāngalam の Vijayāngura はその brahmadēya の個有名であり、caturvēdimāngalam はそれに後接して用いられているわけである。なお、その個有名には、brahmadēya の寄進者である王の王名がつけられることが多い。またこの語は、前半の caturvēdi が落ちて、māngalam だけで用いられることがある。
- 28) 地積単位。TL には “a land measure varying in different places from 144 sq. ft. to 576 sq. ft.” とあり、その実際の面積は全く不確定である。SII の記述 (SII, Vol. I, p. 92, n. 4) や、WG の記述を参考にすれば、その不確定さの幅がさらに増すだけである。その上、刻文から知られるところによれば、kuli を測る基準の杖の長さが地方によつて異り、さらに刻文に現われる kuli と mā その他の地積単位との数量比も一定しない。したがつて、個々の刻文に現れている kuli の実面積を考定することは至難のわざであり、不可能に近い。ただし、kuli が mā よりはるかに小さい地積単位であることは確実である。刻文に散見する kuli と mā との数量比を拾つてみると、1 mā =

100～513 *kuli* という関係が得られる (SASTRI, 1955, pp. 621–622)。なお、刻文Dからも *mā* と *kuli* との関係が算定出来るが、その比は 1 *mā*=320 *kuli* である。

- 29) 太陽が、黄道帯上で白羊宮または天秤宮に入る時。
- 30) *Caṅgirāndi* は普通、太陽が黄道帯上の各宮に入る時を言うが、*ayanacaṅgirāndi* は、太陽が黄道帯の北半 *uttarāyanam* から南半 *dakṣanāyanam* へ、あるいは南半から北半へ移動する時を言う。
- 31) 「各目に」というのは、*vīśu* の起る日年二回と、*ayanacaṅgirāndi* の起る日年二回の、計年四回の夫々の日の意である。
- 32) 穀物や流動物を量る容積単位の一。詳しくは SASTRI, 1955, p. 624 参照。油はふつう燈明のために用いられるが、神像へぬるために用いられる場合もある。
- 33) シヴァ派の信徒およびその団体。
- 34) チヨーラ王は、初代 *Parakēśarivarman Vijayālaya* から始つて、一代おきに *Parakēśarivarman* と *Rājakēśarivarman* の称号をとる。したがつて *Parakēśarivarman* だけからは、それがチヨーラ朝のどの王のことであるか判らない。しかし、この場合は、同じ壁面に刻まれた *Parāntaka I* の刻文 (SII, Vol. VIII, No. 557) の記事内容から、その二つの刻文は同じ時代のものであり、この刻文の *Parakēśarivarman* は *Parāntaka I* であろうと推定される。即ち、その刻文には、この刻文に見えるのと同様の「*Pulivalam* の *kiļavan* の *Kamana[mpan]* の 2 *mā* の土地」その他が、やはり寄進された土地の境界地として見えているからである。この刻文が *Parakēśarivarman* 王の統治第二十何年のものは欠損があつてはつきりしないが、その統治年が 20 年を超えていることは、以上の推定を支持する。
- 35) 寺院に寄進された土地 (*dēvadāna*) には免税の特権が与えられるのが普通で、それ故、その土地はしばしば *iraiyili-dēvadāna* <無税の寺院領>と記される。しかし、その免税化の内容を王との関係について見ると、それには二通りの内容が考えられる。即ち、その一つは、その地から王に対して払うべき税が、王自身によつて免除されている場合であり、他の一つは、その税は王によつては免除されないが、誰かがそれを肩代りして払うことによつて、土地を寄進された寺院にとつては免税化されたことになる場合である。そして、誰か（通常は土地の寄進者）が肩代りで税を払う場合、それは、その金から生じる利子が年々の税に見合うような金額を前払いすることによつて行われる。なお、そのような免税化のために払われる金は、多くの場合、*irai-kāval* または *irai-dravyam*, *irai-poruḷ* と呼ばれる (SASTRI, 1955, p. 509 参照)。この刻

文の無税化の例は、もちろん、その後者の場合であり、7 *kaļañju* 半には、そのような前払い金が含まれているものと解釈するわけである。ところで、ここでさらに説明しておかなければならぬのは、刻文中では、土地の免税特権を与える主体、言いかえれば徵税の主体が、村落共同体 *ūr* として現れていることであるが、それは、*ūr* がその村内の土地の納税を王に対して一括してうけ負っているからに他ならない。これは、後述する *brahmadēya* の村落共同体 *sabhai* の場合も同様である。

- 36) *Pulivalam* の共同体 *ūr* の者たちから買われた土地 (1 *mā* 1/2) が、*Pulivalam* 内部の土地であることは疑いないが、*Candraśekharan* から買われた土地はどこにある土地かかならずしも明らかでない。しかし、別様の記述のない限り、*Candraśekharan* の属する *brahmadēya Vijayāngura-catm* 内部の土地と考えるのが穩当である。なお、寺院のある *Tirupparāyitturai*, *Pulivalam*, *Vijayāngura-catm* 三者の地理的関係も判然としないが、三者はおそらく相互に近接した独立の村と考えてよからう。刻文 SII, Vol. VIII, No. 584 には *Tirupparāyitturai* と *Vijayāngura-catm* とが、同じ上級行政区域 *Uraiyür-kürram* (*kürram* は註51参照) に属する別個の村として現れている。
- 37) この問題は、B. H. BADEN-POWELL のインド村落の類型的把握とも密接に関連してくるのであるが、その関連については、機会をあらためて述べることにする。なお、筆者は、1964年10月17日の東京大学東洋史談話会の席上で「チョーラ朝初期の南インドの二村落」という講演を行い、これと同様の問題につき論じたが、その内容は、「Allūr と *Íśanamangalam*——チョーラ朝期南インドの二村落——」と題して、近く発表の予定である。
- 38) 本稿におけるテキストは、SII 所収のタミル文字のテキストをローマ字表記に改めたものであり、筆者は、その拓本あるいは石刻自身は未見である。したがつて、全てを SII にしたがう。ただし、SII のテキストにつけられている註は一切省いた。括弧は SII の用法通りであり、() 内の文字は余分と思われる文字、[] 内の文字は不確実なもの、[] で * 印のつけられている文字は推量によつて補われたものである。……は刻文の欠損を示す。但し、その個所で約何字欠損かは明らかでない。
- 39) 「北岸」の意。この場合は「*Kāvēri* 河の北岸」を意味しているが、それは同時に行政区域名であると解釈される。*Ten-karai* <南岸>という語も同様に用いられる。
- 40) *Perunguri* は skt の *mahāsabhā* に対応するタミル語である。peru (*peruñ*) と *mahā* は共に「大きい」を、*kuri* (*guri*) と *sabhā* は共に

「集会」を意味する (SASTRI, 1955, p. 502)。どちらの語も同一内容を指し, brahmadēya 村落の共同体の共同組織であるが, 詳しくは註44に述べる。Perumakka!<大なる人々>はその共同組織の成員に対する尊称である。なお AIYANGAR 氏は kuri を seal の意にとり, 全体を great seal と訳しているが (AIYANGAR, 1931, p. 133), その解釈は妥当でない。何故ならば, 氏の挙げられる perunguri mahāsabha というような用例においてはそう訳して訳せないことはないが, perunguri が独立して用いられると, great seal では意味が通らない場合 (たとえば SII, Vol. XIII, No. 76, line 6; No. 106, line 2 など) が生じるからである。

- 41) Kumbha は太陽暦法による月名。Uttirādam は27の星より成る太陰暦法の月の第21番目の日。以上の記述に加えて火曜日ということから, この日は西暦 952年1月27日に比定されるが, その比定はかならずしも確実ではないらしい。(SII, Vol. XIII, p. 44)
- 42) Vinnagar はヴィシュヌ寺院を意味する。
- 43) Brahmadēya などの村落に附属する小村落。Engalür-mēl-pidāgai <我々の村の西の pidāgai> のように, しばしば東西南北を示す語と共に用いられる。Pidāgai と padāgai は同じと思われるが (SII, Vol. III, No. 205, Tiruvālaṅgādu Plates では, 全く同じことを記述しながら一個所では pidāgai, 他の個所では padāgai なる語を用いている), padāgai は WG によると, “a cluster of cottages situated at some distance from the village to which they belong, for the convenience of carrying on agricultural operations.” と説明されている。また, GOUGH, 1960, p. 19 の “Pallans, the lowest caste of landless laboulers, live in small mud-and-thatch shacks crowded together in two isolated hamlets, across paddy fields, outside the village proper.” という記述も, この場合の参考になし得よう。
- 44) Sabhai は skt の sabhā <集会> (註40参照) のタミル語形であり, 時には cavai と記されることもある。Skt 語尾の ā がタミル語形で ai に変化しているのは, タミル語には元来 ā で終る語が存在しないからである。ところで, これも註26, 40 に記したが, sabhai は brahmadēya 村落における共同体の共同組織であり, その成員になるのには, 単にバラモンであるということだけでなく, brahmadēya 内に一定量の土地をもつとか, śāstra に通じているとか, その他色々の資格が要求される場合があつたことも知られている。また, 村内行政上の色々の問題を解決するために, その内部に vāriyam と呼ばれる委員会のような内部組織を有していた場合も少くない。たとえば, 貯水池 <ēri> のことをつかさどる ēri-vāriyam のように。なお, sabhai について

は、これまでにも幾つかの研究が発表されている。中では、AIYANGAR 氏の *Uttaramēru* の *sabhai* に関する研究 (AIYANGAR, 1931, Chap. V) と SASTRI 氏の *Nālūr* と *Uttaramēru* の *sabhai* に関するもの (SASTRI, 1932, Chaps. IV, V, VI) とが代表的な研究であるが、その他 SASTRI, 1955, MAHALINGAM, 1955A; 1955B, PILLAI, 1953, APPADORAI, 1936 にも或る程度の記述が見られる。ところで、*sabhai* について説明したついでに、ここで、本稿における「村落共同体」という語の意味内容について述べておくと、筆者はそれを、*sabhai* の成員たちだけには限らずに、その村落に居住するバラモン以外の者たちをも含めて、その居住者の間に成立している一つの共同の社会関係に対して用いる。筆者が、*sabhai* を、わざわざ共同体の共同組織というのはその故である。*Ūr* については、多少問題が異なると思うが、一応、同様に考え、同じような用語法を用いる。ただし、あまり繁雑になる場合は、*sabhai* や *ūr* 自体を村落共同体と呼ぶ場合もあるから、その点は御諒解いただきたい。

- 45) 註 17 に記したように、*nīrnilam* は「水田」、*punjey* は「無灌漑地」、*nanjey* は「灌漑地」という風に説明し得るかと思うが、その内容はあまりはつきりしない。刻文中には *punjey*, *nanjey* と並んで *menjey* と呼ばれる土地が記されることがあるが、TL ではこの語も単に wet land <灌漑地> と説明されている。DUBE 氏の報告によると、Andhra-pradesh の調査村落では、作つけ、収穫の時期、および一年に何回作るかによつて wet land はさらに *ābi*, *tābi*, *do fasla* と呼ばれる三つの種類にわけられるそうであるが、(DUBE, 1955, p. 70) *nīrnilma*, *nanjey*, *menjey* 等の違いも、そのような違いである可能性もある。ただし、*cey* (*jeyp*) は「耕地」を意味し、*punjey* の *pun* は *punmai* <貧しいこと>, *nanjey* の *nan* は *nanmai* <良いこと>, *menjey* の *men* は *menmai* <柔いこと> に夫々由来するものと考えられる。
- 46) テキストには “*purru* <蟻塚> *terriyum* <高くなつた土地と>” とあり、訳文の「蟻塚と」の「と」に当る *um* が欠けている。しかし、それでは意味がとりにくないので、*um* を補つて訳しておく。Tiruvālangādu Plates (SII, Vol. III, No. 205) では同様の表現のところに *um* が存在している。
- 47) Tiruvālangādu Plates (SII, Vol. III, No. 205) の訳者は、*manru* を *manrādi* <shepherd> と関係づけて、*manram* と関係づける説を排しているが (SII, Vol. III, p. 436, n. 1), TL では後者の説をとつて “*Raised platform under a tree for ‘village meetings’*” と説明している。ここでは TL にしたがうこととする。
- 48) Rājakēśarivarman については註 34 参照。その *Gandarāditya* との比定に

については註41参照。

- 49) *Brahmadēya* の形成（バラモンに土地が与えられ、それが新しい村落として形成されること。それは常に王命として行われる）を記す刻文（普通は銅板刻文）には *brahmadēya* 村落を *parihāra* (skt. 免税) の特権と共に与える旨記されていることが多いので、一見したところ *brahmadēya* は王によつて課される税を免除されているかのように思われる。しかし、私見によれば、*brahmadēya* といえども王の税（税の主要部分たる地租）を免除されではおらず、この場合、*sabhai* によつて無税化されるのは、その王に対して払うべき税であると思われる。ただし、註35 に述べたように、それは王によつて免除されるのではなく、寄進者たる *sabhai* の肩代りによつて寺院にとつては無税化されるものと解釈される。しかし、この場合 *sabhai* によつて無税化されるものが、王の税ではなく、*sabhai* 自身によつて *pidāgai* の土地および住民に対して課されている言わば地方税のようなものであるとする解釈も、その成立が全く不可能なわけではない。
- 50) 村落内部の有様についてうかがうことの出来る刻文はかなり多いが、*pidāgai* の内部についてうかがうことの出来る刻文は、筆者の知る限りではあまり多くないようである。
- 51) *Kūrram* はチヨーラ朝期行政区域の一つ。*Nādu* と同様に刻文では多くの場合、村落と、*kōttam* あるいは *vaṭanāḍu* と呼ばれる行政区域との中間の行政区域として記されている。SASTRI, 1955 には、チヨーラ朝の行政区域について “A number of them (villages) constituted a *kūrram* or *nādu* or *kōttam* as it was called in different parts of the country.” (p. 465) と記されて、*kūrram*, *nādu*, *kōttam* は全く同じ段階の行政区域であるかのように述べられている。しかし、少くとも、前二者と後者は、段階の異なる行政区域として把握すべきである。
- 52) *Ālūṅganam* は *ālum* <統治する> + *gaṇam* <団体>の合成語で、SASTRI 氏によれば、村落共同体 *ür* における executive body である (SASTRI, 1955, p. 494)。しかし、氏は、その成員中に学識のあるバラモンの名である *Bhatṭa* を見出すことの出来る例のあることから、*sabhai* にも *ālūṅganam* があつた場合があるのだろうと述べている。しかし、さらに別様の解釈も同時に提出されており、筆者にも今のところその実内容については成案がない。ところで、この刻文の場合にも、その成員中に *Bhatṭa* の名が見出される。
- 53) *Pavittiram* という形は人名としては破格である。後出の形 *Pavitram* も同様。人名であるならば、*Pavittiran* (男性), または *Pavittirai* (女性) の形をとるべきである。*Pavittiram* の語義は、「神聖」「純粹」であり、人名と

される場合は、「神聖・純粹な資質をもつ者」の意となる。つぎに、Kōdai の語義は、「女性の髪」「女性が髪につける花環」「花環のように美しい女性」「ヴィシュヌ派の女性の聖人」などであるが、同時に、チエーラ王の称号でもある。さて、以上からすると、Kōdai Pavittiram は、おそらく、ヴィシュヌ派の女性の聖人であるかと思われるが、この名前の解釈には色々の問題が含まれていて複雑である。

54) Pāngu は「部分」や「分け前」を意味する抽象名詞であるが、この場合、それが、土地における持ち分を意味しているのか、あるいは、収穫物における持ち分を意味しているのかは、明らかでない。この点については、さらに、註 59 に述べる。

55) Puram は、普通、「祭」<tiruvilām> (SII, Vol. VIII, No. 202) <chāndi> (SII, Vol. VIII, No. 600), 「花園」<nandāvāṇam> (SII, Vol. III, No. 3; Vol. XIII, No. 75), 「休憩所」<ambalam> (SII, Vol. III, No. 150; Vol. XIII, No. 187), などの語と共に、「……の遂行あるいは維持のための puram」という風に用いられる。ところで、その puram の意味を、TL は “land free from assessment”, SITI は “tax free land or village endowed for some charity” と説明しており、それにしたがえば、その意味するところは、「……の遂行あるいは維持のための不課税地」即ち、「土地」であると解釈される。刻文 SII, Vol. XIII, No. 187 の「この村の puram である paddy-field の 1 vēli」<ivvūr purampulattu veli> という用法は、その解釈を支持するものであろう。しかし、この語は、土地自身ではなく、抽象的な「費用」、即ち、「……の遂行あるいは維持のための費用」の意に解されないこともない。現に、刻文 SII, Vol. III, No. 4 の「……毎年修復するための puram として捧げられた paddy」<cetuttukkum āṭṭāṇṭu torum putukkuppuramaka vaicca nellu> という文章では、puram を「土地」の意に解したのでは文意が通せず、その場合は明らかに「費用」の意に用いられている。SII の編者も、土地とは決めずに、maintenance と訳したり (SII, Vol. III, p. 6), gift for maintenance と訳したり (SII, Vol. III, p. 300) している。ここでは、一応、「割当て」と訳しておく。

56) 訳文には表わせなかつたが、bhōga <享受> には、後接辞 um がつけられている。この um は universality を示す後接辞であり、したがつて文意は、「二つの持ち分を二つとも」あるいは「持ち分を全て」享受するということである。

57) SII, Vol. XIII, p. 110 参照。

58) おそらく寄進者から sabhai に対し免税にするための金が払われているので

あろう。

- 59) ここで第一に問題となるのは, *paṅgu* が, 土地における持ち分なのか, 収穫物における持ち分なのかの点である。即ち, *paṅgu* が収穫物における持ち分であるならば, そこでは土地の完全な共同保有が行われており, それが土地における持ち分, 即ち, 「持ち分地」の意であるとするなら, 共同保有であつても, もう少し別の形を考えなければならないからである。それについて, この刻文中で示唆を与えるべき一つの点は *puram* の解釈であり, *puram* が土地を意味する言葉ならば, 文脈から言つて, *paṅgu* もそれに応じて, 土地における持ち分を意味していると解釈されよう。しかし, 註55に記したように, *puram* という言葉自身, それが「土地」を意味するのか, あるいは, 抽象的な「費用」を意味するのがはつきりしないので, 残念ながら, 決め手にはなり得ない。しかし, 18世紀, *Thanjavur* 地方に存在した *kareiyid* と呼ばれる「土地の割替制」において, *paṅgu* は, 土地における持ち分, 即ち, 一定面積の持ち分地を意味し (STOKE, 1874), そのような形の存在は, 19世紀 *Thanjavur* 地方のこととして, GOUGH, 1960 にも述べられており (pp. 21, 22), さらに, 同様の例はチヨーラ朝の刻文にも見られる (SII, Vol. II, No. 22)。したがつてこの場合もおそらく, *paṅgu* は「持ち分地」, 即ち, 土地における持ち分の意であろうと思われる。もし, そうであるとすれば, この場合の共同保有の形としても, そのような「土地の割替制」の形を想定することが出来よう。
- 60) 何故ならば, 同じく *Candralēkha-catm* に関する刻文中に (SII, Vol. XIII, No. 251), 境界によって具体的に記述された土地が, 或る個人の土地として見えているからである。
- 61) *Kōṭṭam* は *kūrram*, *nāḍu* の段階と *maṇḍalam* (一番大きな行政区域, これも亦 *nāḍu* と呼ばれることがあるが) の中間にに入る行政区域, その点, *vaḷanāḍu* と同列であるが, *kōṭṭam* は地域的に *Jayankonḍa-chōlamandalam* (*Tondai-nāḍu*) に限られている。しかし *Kulottunga-chōla I* の時代には, この *kōṭṭam* も *vaḷanāḍu* という名称で呼びかえられるようになつている。註51も参照。
- 62) *Tan-kūru* は, *tan* <自己の> + *kūru* <区分>の合成語で, 「自己の区分」の意。*Kūru* は *kūrram* (註51参照) と関係のある語であり, この場合は, *Uttaramēru* が大きな村なので, 「それ自身で一つの *kūrram* を形成する」という意味に解釈される。なお, 同様の熟語に, *taniyūr* <独立村>というものもある。
- 63) *Kannāru* は灌漑用の小水路の意に解される (SII, Vol. III, p. 249, n. 1; ARIYANGAR, 1931, p. 149)。多くの場合 *śadukkam* (後出) と共に刻文に

現れ、「第14 *kannāru* の……第2 *sadukkam* の……土地」という風に表現されているが、このことの意味は、「第14 *kannāru* によって灌漑される土地のうちの……第2 *sadukkam* の……土地」ということであると思われる。

- 64) *Śadukkam* は、場合によつて *saduram*, *śadiram* とも記される。それらに共通する語義は「四角」であり、刻文中のこれらの語は、皆、「四角い土地」を意味し、おそらく「耕区」であろうと思われる。この *śadukkam* と呼ばれる土地の存在は、Uttaramēru-catm の他に Uttamaśili-catm, Avainārāyana-catm 等にも知られている (SII, Vol. III, Nos. 111, 112, 119, 120, 150)。なお、この *śadukkam* には、「某とその他の者の *śadukkam*」という風に、その保有者の名が記されている場合がある (SII, Vol. III, No. 111)。
- 65) Uttaramēru においては、刻文 SII, Vol. III, No. 155 から「第4等地」刻文 SII, Vol. III, No. 158 から「第1等の櫻榔子林」の存在も知られる。
- 66) *Vāykkāl* も「水路」の意であるが、Uttaramēru においては、*kannāru* が番号で呼ばれているのに反し、*vāykkāl* には個有名詞がつけられている。刻文Dの Śrīdevī-vāykkāl の他には、Subrahmaṇya-vāykkāl (SII, Vol. III, No. 194), Sarasvati-vāykkāl (SII, Vol. III, No. 171) などがある。なお、*vāykkāl* と *kannāru* との相互関係は、*kannāru* が先に記される場合 (SII, Vol. III, No. 171) も、*vāykkāl* が先に記される場合 (刻文D) もあって、はつきりしない。
- 67) *mā*, *kāni*, *mundirigai* は全て地積単位。註18参照。*Mā* は 1/20 *vēli*, *kāni* は 1/80 *vēli*, *mundirigai* は 1/320 *vēli*。ここに記された計算から *mā* 等の地積単位と *kuli* との関係が判るが、それが絶対的なものでないことは、註28に記した通りである。
- 68) この人物は、この刻文と同様に土地の寄進者として Uttaramēru の多くの刻文に現れるが、Pārthivēndravarman 王第3年の他の刻文 (SII, Vol. III, Nos. 155, 157, 160, 162) には、Kandaprattpēṭṭai の住人とあり、同第4年以降の刻文 (SII, Vol. III, Nos. 170, 171, 182) には、Kāñchipuram の住人と記されている。なお、刻文 SII, Vol. III, Nos. 170, 171 には、商人 <viyābāri> と記されている。
- 69) Uttaramēru の刻文に多く現れるこの言葉の意味は不明であるが (SII, Vol. III, p. 368, n. 7), 常に土地の免税化の記述と共に現れることから、免税化するために払われる代金（その金からの利子が年々の土地の税に見合うだけの金額、註35参照）を指すものと思われる (SASTRI, 1955, p. 509)。しかし、免税のための金だけではなく、土地の代金そのものをも含んだ全体の金額を指して用いられる場合もあるかも知れない。もつとも、刻文 SII, Vol. III,

- No. 194において、土地が *kuḍi* <耕作者>から買われているにもかかわらず、*sabhai* が *pūrvāchāram* をうけとつてすることは、その後者の解釈を否定するものであるようと思われるが。
- 70) *Irai, eccōru, vettī* は何れも税目。註 21, 22, 23 参照。
- 71) 註 25 参照。
- 72) 語義は「仲裁者」であるが、刻文中で *madhyasthan* は常に刻文を書く者として現れるので「書記」と考えられる。
- 73) *Parthivēndra Ādityavarman* が果してチヨーラ朝の王であつたかどうかは、議論のあるところであるが、SASTRI 氏によれば、チヨーラ王であり、*Āditya II* (*Āditya Karikāla Parakēśari*) と同一であるとされる (SASTRI, 1955, pp. 148–151)。なお、SASTRI 氏が *Āditya II* の統治年を 956–969 A.D. と長期にとつてるのは、*Āditya II* を *Parthivēndra Ādityavarman* と同一であると考えるからである。
- 74) 一つには、*sabhai* の土地とも、あるいは、昔からの寺院地であるとも記されてない以上、*Nuḷamba Māyilatṭi* が買った土地と解するのが一番自然なことと、一つには、刻文 SII, Vol. III, No. 171 では、土地が実際に *Nuḷamba Māyilatṭi* によって *sabhai* から買われているからである。もつとも、以上の二つの事柄は、何等積極的な論拠となるものではないが。
- 75) 参考までに、これまでに採取され、ARE に登録された *Uttaramēru* の刻文について記しておくと、以下の如くである。即ち、1898年の Nos. 1–42, 49–92 と、1923年の Nos. 163–197。以上のうちのかなりの数のものがチヨーラ朝期のものである。なお、1898年のものは、Nos. 1, 2 が ASIAR, 1904–5, pp. 131–145; AIYANGAR, 1931, pp. 224–227, 230–236 および SASTRI, 1932, pp. 163–169 に、Nos. 3–42, 49–62 は全て SII, Vol. III または VI にテキストが発表されている。さらに、1898 年の No. 12 と 1923 年の No. 197 は EI, Vol. XXII, pp. 149, 206, 207 にテキストが発表されている。その他のもののテキストは未発表である。
- 76) 他の刻文 (SII, Vol. III, Nos. 167, 182) から、*Uttaramēru* においては、各耕区 <*śadukkam*> はさらに幾つかの *pāḍagam* と呼ばれる小耕区に分けられていたことが知られる。即ち、「村の南の第1 *kannāru* の *Paramēśvara-vadi* の西の第1 *śadukkam* の第3 *pāḍagam* であるところの 840 *kuli* の第一等地」(SII, Vol. III, No. 167) というふうに。この *pāḍagam* の存在は、*Uttamaśili-catm* と (SII, Vol. III, Nos. 112, 150), *Avaninārāyana-catm* にも (SII, Vol. III, Nos. 119, 120) 知られている。なお、この *pāḍagam* は、一定の広さの地積単位でもあるようである。即ち、刻文 SII, Vol. III,

No. 78 では Śrī Madurāntaka-catm の例であるが、寄進地について、 $8 pāḍagam + 4 pāḍagam + \dots = 22 \frac{1}{4} pāḍagam$ というような計算が行われており、Uttaramēru の刻文 SII, Vol. III, No. 182 にも、「……の第2等地 480 kuli でもつて 7 pāḍagam となる」という記述が見られる。

- 77) ただし、Uttaramēru が brahmadēya 村落であることを忘れてはならないし、さらに、Uttaramēru に見られるような土地保有形態が、当時の brahmadēya 全体においてどれほどの一般性をもつていたかという点が、いまだはつきりしていないことにも十分注意を払うべきである。
- 78) 註44に記したが、AIYANGAR, 1931 と SASTRI, 1932 における研究が重要である。

補註 1) 後に述べるように、刻文 C では、寄進された対象がかならずしも土地とは言い切れない面があるが、ここでは一応、土地寄進の刻文と考えておく。

補註 2) 7 と 11との間に *kalañju* を表わす記号が記されている。

補註 3) 註43にも引用したが、それ以外にも、GOUGH, 1960 の Pallan についての色々の記述は、brahmadēya 内部の *piḍāgai* の問題について、示唆するところが多い。

補註 4) SII のテキストには補われていないが、*vata* と *keñmā*……との間に、[k*] が挿入されるべきである。

補註 5) ……は、刻文の欠損を示す。註38参照。